

## 平成29年度 第1回川崎市教育改革推進会議（摘録）

日 時：平成29年6月6日（火）15:00～

場 所：教育文化会館3階 第5会議室

出席者：小松委員、田中委員、大下委員、高橋委員、本多委員、宮越委員、齊藤委員、庄司委員、川上氏（井上委員代理）、小平委員、上杉委員  
（事務局）渡邊教育長、西教育次長、小椋総務部長、橋谷教育改革推進担当部長、野本教育環境整備推進室長、小田桐職員部長、市川学校教育部長、石井中学校給食推進室長、金子生涯学習部長、小松総合教育センター所長、古内企画課長ほか

欠席者：高木委員、門倉委員

傍聴者：なし

司 会：古内企画課長

### [配布資料]

資料1 川崎市教育改革推進会議運営要綱

資料2 川崎市教育改革推進会議委員名簿

資料3 第2次かわさき教育プラン第1期実施計画  
平成28年度点検・評価シート

資料4 28年度第4回川崎市教育改革推進会議の摘録

### [次第]

1 開会

2 教育委員会あいさつ(教育長)

3 議題

「第2次かわさき教育プラン第1期実施計画 平成28年度版の点検・評価」  
について ……資料3

## 議題 「第2次かわさき教育プラン第1期実施計画 平成28年度版の点検・評価」について

### 基本施策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについて

小松委員（進行）：平成28年度の基本施策の取組に関する感想等、委員のみなさんの忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

田中委員：まず、基本政策Ⅰの参考指標ですが、自尊意識（「自分には良いところがあると思わない」と回答した児童生徒の割合）については非常に良い結果がでており、全体としては目標を達成していると言ってよいと思います。この数値をさらにゼロに近づけるということであれば、自尊感情の低い子どもを特定して個別に支援することが有効だと思います。また、将来に関する

意識について、成長に伴って将来が見えてくるため中学生になると数値が上がるのかと思いますが、現状は中学生になると数値が下がっているもので、どのように対応すべきなのかが難しいと感じました。

2点目は基本政策Ⅱについてです。主な取組成果のうちの学校給食について、地場産物を取り入れた献立とありますが、これはとても大切なことだと思います。将来的には、地産地消やフードマイレージ等、農と社会生活をつなげて考える可能性が出てくるため、まずは初期段階として、子どもが農家の方と触れ合うための取組を進めていただきたいと思います。

3点目は基本政策Ⅲについて、不登校児童・生徒の出現率という参考指標がありますが、川崎では、フリースペース「えん」など、非常に特徴的な事例もあります。不登校をなくすことはとても大事だと思いますが、一方で不登校になりフリースクール等に通う子どもたちに対して、在籍校とフリースクールとが連携・協力しながら子どもたちを支え、その成長を促していくということが大切だと思います。

教育改革推進担当部長：子どもたちの自尊感情については毎年向上している状況で、小学校では全国を上回る結果となっています。中学校ではまだ低いところもありますが、できるだけ自尊心の低い子どもをゼロにしようという思いは持っており、キャリアカウンセリングや個別面談など、各担任を通じて個別の支援を行っています。

中学生の将来に対する意識については、今学んでいることはテストや入試のためではなく、将来に繋がる学びであるということを伝えており、教師も子どももそのような思いをもつことで、将来の夢や目標を持てるのではないかと考えています。また、「キャリア在り方生き方ノート」を通じて、小学校低学年から中学校まで、自分の学びや活動が将来につながっていくということを、子どもたちの自信につながるように指導しており、今後も充実に向けて取り組んでいきたいと思っています。

小松委員（進行）：2つ目のご質問について、事務局からお願いします。

総合教育センター所長：子どもと地域の農家との関わりについて、総合の授業や社会科の授業など、様々な機会を捉えて、地域の方々から協力を頂きながら、ミニトマトの育て方を教えてもらったり、一緒にダイコンを育てて給食で使用したりしています。地産地消やフードマイレージについても、子どもたちには自分たちの住んでいるまちについて第一に考えさせるような授業づくりを進めており、今後も推進していきたいと考えています。

小松委員（進行）：3つ目のご質問について、事務局からお願いします。

総合教育センター所長：教育委員会としては、不登校児童・生徒への支援に力を入れており、フリースクールや、ゆうゆう広場等に通っている子どもに対し、子どもの出席率や学習の状況、またどのような学びを通じてどのような成長をしているのか、各学校や当該機関と情報共有し、連携しながら支援を進めています。総合教育センターとしては、学校に自分の居場所がないことや、勉強がわからないことが、不登校になる大きな要因であると考えています。そのために、全ての子どもたちがわかる授業の構築に向けた取組を進めています。

小松委員（進行）：他にご意見等はございませんか。

大下委員：基本政策Ⅲの主な課題に、インクルーシブ教育システムの構築という言葉がありますが、これは、障害のある子も障害のない子も一緒に学ぶということで、障害のある子の教育的ニー

ズを満たすとともに、障害のない子にとっても、人に対するやさしさや思いやりを気づかせてくれるという取組で、とても大切なことだと思います。現状を教えてくださいませんか。

学校教育部長：各学校では、合唱や授業での交流を通じて、障害の有無に関わらず、同じ学校・学級にいたることが当たり前だと感じるようになってきたと思います。どちらの立場の子どもにとっても、今後の豊かな人生の中でお互いの交流が有効に作用していくのではないかと考えています。

小松委員（進行）：非常に大事なことだと思います。ありがとうございます。

上杉委員：付け加えて申し上げます。「インクルーシブ教育システムの構築」という言葉は、障害のある子どもが集団の中に入り、自分の力を発揮できるような支援がある状況をつくった中で、一緒に学ぶことと考えています。何が何でも一緒にやればよいということではありません。

大下委員：ありがとうございます。

高橋委員：障害の有無という表現がありますが、通級指導に通う子どもの中には、目には見えない困り感を抱えている子どもが存在しています。保護者の中には、通級指導に通っていることで差別を受けるのではないかと心配して、自分の子どもが通級指導教室に通っていることを周囲に伝えるかどうか悩んでいる保護者が多くいます。目に見えない困り感を抱える子どもは、それを理解してもらえないまま単に「嫌な奴」という評価を受け、いじめや疎外につながるということもあるのではないかと、保護者は大変な心配をしています。

インクルーシブ教育システムの構築ということですが、障害の有無に関わらず、色々な得意不得意を持つ子どもがいて、色々な個性のある子どもがいることを認め合い、助け合いながら、それぞれの子どもの長所を伸ばし、苦手なところは助け合いながら、みんなで成長していこうということだと思います。素晴らしいものですのでぜひ実現していただきたいと思います。しかし実際には、交流学級に行っても子どもは周囲の目が気になっている、違和感を持っているという声も保護者から聞こえてきており、理想と現実には乖離がありますので、まずは子どもたちの困りごとを具体的に解決することを考えていただけるとありがたいです。

小松委員（進行）：今のご意見は大変大事なことだと思います。インクルーシブ教育システムの構築ということで、システムという言葉がついているということは全体として考えるということだと思いますが、学校側としてはどのように受けとめていますか。

上杉委員：基本政策Ⅲの主な取組成果に、小学校 79 校で児童支援コーディネーターを専任化したと書いています。児童支援コーディネーターという専門性の高い教員が、先生へ助言をしたり、子どもや保護者からの相談を受けたりすることで、学校全体の支援体制が構築されつつあります。

高橋委員：家庭と児童支援コーディネーターとの協力体制を整えることで高い効果が得られると思いますが、その存在や役割を知らない保護者も多いと思います。私も、自分から調べて初めて児童支援コーディネーターが果たす役割を知りました。困り感を抱える子どもがより生き生きと学校生活を送るためには、学校と保護者とが共通意識のもとで子どもを支援することが大切ですので、実際に児童支援コーディネーターが専任化されているということだけではなく、保護者等への周知にも取り組む必要があると思います。児童支援コーディネーターは川崎独自のとても先進的な制度ですので、よりうまく活用できるとよいと思います。

小松委員（進行）：児童支援コーディネーターの専任化事業に限らず、市の施策や事業が、それを必要

としている人に知っていただき、理解していただくことが大事です。私どもも、この政策の評価としては、施策そのものがよいということと同時に、必要なサービスが届くような工夫がどのようにされているのかをみる必要があると思います。

他にご意見ご質問等はございませんか。

本多委員：基本政策Ⅰのキャリア教育在り方生き方について、参考指標の数値をみるとそれほど大きな変化はありませんが、キャリア在り方生き方教育は、5年、10年の長い時間をかけてだんだんと成果がでてくるものだと思います。

主な取組成果にある、学年や学級が混在する委員会活動は、どの学校でもできることなのでしょうか。子どもたちの意識改革のためには、学級をこえて行う活動は重要だと思います。

基本政策Ⅱに関しての質問ですが、「人の気持ち分かる人間になりたいと思う」という規範意識を問う設問を文部科学省が削除した理由を、ご存知であれば教えてください。また、川崎市学習状況調査を利用して、同じ質問を設定することはできないのでしょうか。

基本政策Ⅲの奨学金について、入学支度金の対象とともに、奨学金の金額、支給か貸与なのかを教えてください。また、貸与の場合は将来返還されるのですから、経済的な理由で就学が困難な人に対して、もう少し利用しやすくしてもよいのではないのでしょうか。

全体を通して、市民が読むものとしてはとても見づらいという印象を受けました。キャリア在り方生き方教育の3つの視点や川崎市内の公立学校の総数などについて、知っている市民は多くないと思いますので、文章の表現や現状を示す数値を分かりやすく示す工夫をしていただきたいと思います。

小松委員（進行）：全体的なことへのご質問もありますが、事務局からお願いいたします。

企画課長：全体を通したご指摘は、大変ありがたいと思います。自分たちでわかっていることも、外部の方にとっても分かりやすく表現する配慮については、ご指摘の通りだと思います。数値的な表記については、できる限り分かりやすい表記を心がけたいと思います。

総務部長：奨学金について説明させていただきます。奨学金制度の対象は高校と大学で、本市では、高校奨学金は給付方式、大学奨学金は貸与方式となっております。

平成28年度は高校奨学金について見直しを行い、対象の拡大と支給時期の変更を行いました。対象の拡大については、従来の高校だけではなく高等専門学校又は専門学校の高等部という、高校と同等の教育課程のある学校にも対象を拡大しました。入学支度金の時期については、従来は高校入学後に手続きをして夏前に支給される流れでしたが、実際の入学にあたって学用品等に出資するため、入学前の3月に支給できるような制度に改正を行ったところです。

大学奨学金について、本市は現在貸与方式で実施しているところですが、様々な種類の奨学金を借りている奨学生も多く、卒業後の返済額が多額になるという現状がある中で、国でも無償化の話がでています。今後、国の動向をみながら検討を進めていきます。

また、高校奨学金は給付方式で行っており、成績基準を設けて一定の成績以上をおさめていることを募集の要件としております。ただ、予算に限りがあるため、成績の要件を満たしていても全員には支給できていないということがありました。教育委員会としては、一定の要件を満たした方には支給できるよう、予算の所管部局と十分に協議していく必要があると考えております。

教育改革推進担当部長：情報化や少子高齢化など、社会が激しく変化している中、将来、たくましく生きていく子どもたちを育てるということは大切なことと考えています。キャリア在り方生き方教育の目指すところは、単年度で指標の数値を上げるだけでなく、一人ひとりの子どもを継続して、幸せでたくましく、社会的な自立ができるように育てることですので、時間がかかっても着実に進めていきたいと考え、実践しているところです。また、キャリア在り方生き方教育のキーワードは「つなぐ」ということですので、各教科をつなぐ、各学年をつなぐ、小学校と中学校をつなぐということを意識して取り組んでいます。

総合教育センター所長：全国学力学習状況調査は、毎年、微妙な言葉の言い回しや項目が変わっていますので、学校としても分析に苦慮しています。川崎市の学習状況調査は小学校5年生と2年生を対象としており、全国学力学習状況調査は小学校6年生と中学校3年生を対象に実施していますので、同じ子どもが2年間続けて大きな調査の対象になります。この2つの調査を通じて、子どもの意識や能力の変化をみることができまますので、教育委員会としては、指標が重なるように努めています。

高橋委員：基本政策Ⅲには「適応指導教室事業」という事務事業があり、不登校の子どもが学校に復帰できるように事業を進められているのだと思いますが、適応指導という表現を使うと、不登校の子＝適応できない子という印象を受けてしまいます。

同じく基本政策Ⅲの配下にある特別支援教育推進事業の事業計画に「通級指導教室の課題への対応検討」と記載されていますが、何を行うのか伝わりづらいと思います。力を入れて取り組んでいただいているので、もう少し具体的に書いていただけるとわかりやすいと思います。

川崎市の取組は本当にすばらしく、児童支援コーディネーター等を通じて困っている子どもの潜在ニーズを掘り起こし、通級指導教室での受け入れを進めているため、通級指導教室に在籍する子どもの人数が爆発的に増えており、どの教室でも1人の先生が担当する子どもの数が非常に多くなっています。今後は、通級指導を受ける子どもの増減を分析しながら、在籍校での対応や通級指導教室の体制整備など、検討を進めていって欲しいと思います。

総合教育センター所長：通級指導教室を希望する子どもは大変増えていますが、通級指導教室の教員数は法律で決まっていますので、教員の大幅な増員ができないのが現状です。総合教育センターでは、各小学校で専任化された児童支援コーディネーターに対し、レベルやスキルに合わせた研修を行い、研修を通じて専門的な資質や能力を身に付けた育成児童支援コーディネーターが、1人1人の子どもの困り感をいち早く受け止めて、学校にその子の居場所つくることが重要だと考えています。

あわせて、学校全体の支援力をつけることも重要だと考えています。困り感のある子どもには通級指導教室や支援学校に通ってもらうのではなく、クラスの中で一緒に学べるような学級づくり、学校づくりにむけて、児童支援コーディネーターを中心として体制整備に取り組んでいきます。川崎市では今年度から、情緒障害学級のノウハウを生かして地域の学校を支援するというセンター的機能を担当する教員を配置しました。センター的機能を担当する教員が各学校を巡回しながら支援を行うことで、各学校の支援力が上がることを期待しています。

齊藤委員：6ページの主な取組と成果の中で、学校司書の配置が7名から14名に倍増している中で「図書の貸出数が増加」とありますが、これは数値で表すことはできませんか。小学校全校で配置

が望ましいと思いますので、目に見える形で効果を訴えていただくとよいと思います。

## 基本施策Ⅳ、Ⅴについて

小松委員（進行）：基本施策ⅣとⅤについて、ご意見等はございませんか。

本多委員：基本政策Ⅳの主な取組成果に「自分の命は自分で守る」とありますが、これは子どもたちにとって非常に大事だと思います。防災教育とは、例えば災害直後はどうするのか、津波があったときにどうするのかというようなことなのか、自助・共助・公助とは何かというような話なのか、どちらでしょうか。

学校教育部長：学校では、基本的には両方のことを取り上げて教育しています。

本多委員：防衛大学の先生に、ある外国の地下鉄が火事になったとき、後から入ってきた電車には煙が入ってきたけれど、火が見えなかったのでだれも逃げず、車内の温度が上がって多くの人が亡くなってしまったという事例を聞いたことがあります。教育を通じて、防災についての基礎的な知識等を身につけさせることは重要であると感じます。

基本政策Ⅴについて、コミュニティスクールは小学校と中学校の両方を対象にしているのでしょうか。

ある小学校では、1クラスしかなかったため6年間でクラス替えを経験していなかった子どもが、中学校で初めてクラス替えを経験して戸惑ってしまい、不登校になることもあるという話を聞いたことがあります。もし、そのような小学校があるのであれば、前もって小中学校の交流を図っていただけるとよいと思います。

教育改革推進担当部長：川崎市は、かねてから小中連携教育に力を入れて取り組んでいます。ご意見の通り、1クラスしかない子どもとの人間関係が固定化してしまいますので、異年齢、校種を超えての交流を大切にしています。

企画課長：コミュニティスクールは小学校、中学校のどちらも対象としています。

高橋委員：基本政策Ⅳについて、スクールガードリーダーや地域交通安全員に子どもたちが大変お世話になっています。地域交通安全員は町内会の役員等が担っている場合が多いように思いますが、町内会でも高齢化が進み、人手不足が進んでいるという話を聞きますので、将来的には担い手がなくなる可能性があります。担い手が足りなくなる前に、PTA活動との連携も含めて、交通安全の取組を支える人材の確保について考えていただきたいと思います。

基本政策Ⅳに関して、県費負担教職員の移管により、川崎市の教育の実情に沿って、学校の先生を配置することができるようになりそうだと理解していますが、正しいですか。

職員部長：従来は、各自治体の教職員定数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（いわゆる「義務標準法」）によって定められた標準に基づき、神奈川県が国からの教職員定数の配分を受け、神奈川県が定めた基準のもとで県下の政令市とその他の市町村に振り分けていました。

県費教職員が市に移管された後も同じ義務標準法が適用されており、国の標準は大きくは変わっていません。しかし、加配教員（義務標準法で決められた校長、教頭、あるいはクラス担任以外で子どもたちに必要な教員のこと）について、今までは文部科学省から神奈川県に配当

されたものが分配されていましたが、この度の移管によって、神奈川県を通さず、直接文部科学省とやり取りができるようになりました。しかし、すべて市の自由になるわけではなく、義務標準法という大きな仕組みがあることと、加配定数についても国が政策としてメニューを作っていますので、その中で川崎市がどこまで獲得できるのかという課題があります。

高橋委員：劇的に変わるわけではないけれども、少しずつよくなっていくということですね。

職員部長：単純に正規職員の人数を獲得できればよい、というだけではありません。例えば児童支援コーディネーターは、学級担任以外、例えば専科教員や少人数指導を行うために加配された教員などに児童支援コーディネーターの役割を担ってもらっているのですが、もともとその先生が担っていた役割がありますので、それを担当するための非常勤教諭を市が雇用して、穴を埋めていくような作業をしています。そのための市単独の予算を獲得していく努力もしなければいけません。加配定数の確保と併せて、そのような工夫も組み合わせて行っているのが現状です。

高橋委員：ありがたい工夫ですので、今後もよろしくお願いします。

## 基本施策Ⅵ、Ⅶ、Ⅷについて

小松委員（進行）：基本施策Ⅵ、Ⅶ、Ⅷについて、ご意見等はございませんか。

宮越委員：基本政策Ⅵの配下にある事務事業「地域における教育活動の推進事業」の実施状況の中に、「地域教育会議の活性化に向けた検討を行う作業部会を年6回開催しました」と書いていただきました。本日、その作業部会の成果物として、地域教育会議をわかりやすく伝えるためのリーフレットを皆様にお配りしております。地域教育会議の魅力とは何かということ、私たち自身が次の世代に伝えていこうということで、このリーフレットを作成しました。地域教育会議には四半世紀の歴史があります。その中で苦労して中学校区や行政区のピンポイントで大きな成果をあげた例もあり、まさに地域の教育を推進していく川崎の組織として、今後共、みなさんに応援して育てていただきたいと思えます。ぜひリーフレットをご覧ください。

これまで議論してこられた、学校教育に関する部分はとても充実していますが、それに比べて社会教育については非常に内容が薄いと感じています。寺子屋については間違いなく大きな実績があり、今後、地域の教育力を推進していくための大きな要素になりますので、ぜひ全ての小学校で実施していただきたいと思えます。また、地域には潜在的な大きな力があるのですが、これを掘り出すのは大きな手間がかかり、人をつなぐ力も必要ですので、将来的には地域教育コーディネーターのような人材を各地域に配置するべきではないかと思えます。

田中委員：教育振興基本計画の構成として、どうしても学校教育が中心になり、社会教育は後回しになるという形ですが、これは仕方がないと思っています。社会教育について、基本政策の数は少なくとも、中身をさらに充実して検討していただけるとありがたいと思えます。

地域の寺小屋については力を入れて取り組まれており、さまざまな実施団体と協力しながら、とてもよい形で進んでいると思えます。寺子屋を発展させるとともに、地域教育会議もさらに充実していくことを期待しています。

さらに、それを支える社会教育のしくみや施設が、市民館だと思います。市民館における寺子屋の支援や地域会議との連携にも、さらに力を入れていただけるとよいと思えます。寺子屋と地域教育会議と市民館がうまく連携することで、大人と子どもの学び合いや育ち合いが充実

しますし、さらにそれらが、まちづくりや地域づくり、コミュニティづくりに発展していくと思います。市民館は区役所の施設にもなっていますので、まちづくりの学びの拠点として発展し、それに支えられながら、地域教育会議や寺子屋が発展していくとよいと思っています。

基本政策Ⅶの参考指標に、「市民館の主催事業に参加する」というものがありますが、広がりという面で見ると、市民館で活動している自主グループや市民館に登録している自主グループの数も大事な指標ではないかと思っています。これらが多様に広がっていくことが、地域を学びで支える人々の基板にもなっていくと思います。自主グループの数にも注目しながら事業を進められるとよいと思います。

## その他

小松委員（進行）：ぜひ小中高の学校の先生方から、ご意見、ご感想をいただけませんか。

庄司委員：専門的な立場や保護者の立場からのご意見を伺いました。保護者から見て相談窓口がわからなかったり、学校に相談しにくい雰囲気があったりするのであればそれは問題だと思いましたので、学校は相談しやすい場所であるということをアピールしていきます。今年から本校でも児童支援コーディネーターが専任化されましたので、基本政策Ⅴに記載してあるような、各区・教育担当や団体から、情報共有の方法や学校全体の支援体制の構築にむけて職員とどのように共通理解をしていけばよいか支援や助言をもらいながら進めてきており、4月や5月は相談件数が増えてきました。今後は、いろいろな保護者のご意見が聞けるような体制が作れるよう、地道な努力をしていきたいと思っています。

小松委員（進行）：川上校長先生、お願いします。

川上校長（井上委員代理）：小学校に比べて、中学校では自尊感情の数値が下がっていることは明らかです。中学生の子どもたちをみていると、発達段階、いわゆる思春期の中で、いろいろなことに悩んでいると感じます。まだ体と心がアンバランスな時期で、心の中でどれだけ思っていて、心で思っていることをどれだけ表現できているか、難しい時期だと思っていますので、中学校の責任は重大だと考えています。様々な形での一人ひとりに寄り添う相談活動を大切にしながら、教育活動をしていきたいと思っています。

小松委員（進行）：小平委員、お願いします。

小平委員：資料全体を通してみると、様々な事業に取り組み、手を入れたことがわかります。今後の社会状況を考えると、少子高齢化や労働人口の減少、また、貧困世帯への支援など、今後取り組むべき様々な課題が山積していると思います。また、高等学校については、川崎市立高等学校改革推進計画が終わりを迎える中で、変化する時代に対応するためにこれからの高校教育はどのような方向性を持って事業を進めるべきなのか、考えていただきたいと思っています。

小松委員（進行）：上杉委員、何かございますか。

上杉委員：児童生徒の増加の問題の中で、特別支援の対象になる子どもたちが増えているということがあります。特別支援学校の知的障害部門は定数を超えて受け入れている状況ですので、特別支援学校だけの問題ではなく、教育委員会として考えていただけるとありがたいと思っています。また、発達障害の子どもたちが成長し、その特性のよさを伸ばせるような教育の場が必要だと感じています。

小松委員（進行）：他にご意見等はありませんか。…それでは、時間になりましたので、本日の審議は終了したいと思います。その他、お気づきの点やご質問があれば、事務局へお問合せください。今後も川崎市の教育改革のために、いろいろな形で事務局と意見交換をしていきたいと考えています。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

<閉会>